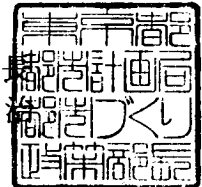


15都市政広第479号
平成15年9月29日

関係業界団体建設リサイクル担当者 様

東京都都市計画局都市づくり政策部
森 下 尚



「建設リサイクル法届出（通知）済シール」の運用開始について（協力依頼）

日頃、建設リサイクル法の施行にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、東京都及び特定行政庁は、建設リサイクル法の実効性の確保を図るため、「建設リサイクル法届出（通知）済シール」の運用を開始することとし、平成15年10月より試行、平成16年4月より本格実施する予定です。

シールは法で定められたものではなく、行政指導として行うものですが、シールの運用を通じて、建設リサイクルが促進されますよう、ご理解とご協力をお願いします。

交付するシールの様式、貼付場所等については、別添資料を参照願います。

なお、工事担当者等に周知をお願いします。

記

1. 交付対象 シールの交付対象は、建設リサイクル法第10条の届出又は法第11条の通知の義務のある対象建設工事です。
2. 交付時期 シールは、建設リサイクル法第10条の届出又は第11条の通知があったときに、届出者又は通知者に対し1枚交付します。

（担 当）東京都都市計画局都市づくり政策部
広域調整課 建設副産物係 宮田・坂本
住 所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電 話 03-5321-1111 内線 30-241
直 通 03-5388-3231
FAX 03-5388-1351

「建設リサイクル法届出（通知）済シール」の概要

1 届出（通知）済シール導入の目的

- (1) 届出（通知）済シールは、工事現場に掲示する「解体工事業者登録票」又は「建設業者許可票」に貼付することにより、届出（通知）の履行はもとより、受注者の意識向上、標識掲示の促進を図る。
- (2) 工事現場において、建設リサイクル法の届出（通知）済みであることが確認できるため、無届（無通知）施工を抑止するほか、発注者・受注者・周辺住民等の意識向上等に寄与する。

2 届出（通知）済シールの位置付け

届出（通知）済シールの貼付は、法に基づく義務ではなく、あくまでも行政指導の範疇として発注者（又は代理人）又は自主施工者に協力を依頼するものである。

3 実施機関

「東京都・特定行政庁建設リサイクル法に関する連絡協議会」の施策として取扱い、協議会を構成する都と特定行政庁（23区及び多摩の8市）の共同取組として実施する。

4 交付対象

- (1) 建設リサイクル法第10条の届出義務のある対象建設工事
- (2) 建設リサイクル法第11条の通知義務のある対象建設工事

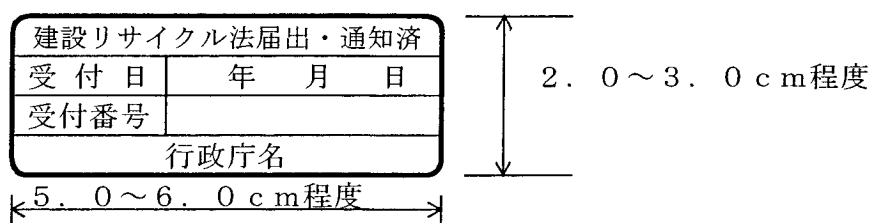
5 実施時期

平成15年10月より準備ができた都及び特定行政庁から順次試行を行い、原則として平成16年4月から本格実施することを目標とするが、具体的な実施時期は各行政庁の判断による。

6 実施方法

- (1) 各行政庁の窓口において、届出（通知）書受付時に発注者（又は代理人）又は自主施工者に対し、「届出（通知）済シール」を交付し、現場の標識（解体工事業者登録票又は建設業者許可票）の余白又は表の文字を隠さない場所に貼付するよう要請する。
- (2) 届出（通知）済シールの規格の一例（行政庁により多少異なる場合がある。）

○様式例は次のとおりである。 ※行政庁ごとに行政庁名等を変更したものを作成することとなる。



発注者、自主施工者、受注者の皆さんへ

建設リサイクル法届出(通知)済シールについて

ご協力をお願い

都及び特定行政庁では、平成15年10月より、所管地域において建設リサイクル法第10条に基づく届出書又は法第11条に基づく通知書を受け付けた際に、発注者（又は代理人）又は自主施工者に対し「建設リサイクル法届出（通知）済シール」を交付することになりました。

発注者は、受注者に対し、工事現場に掲示する標識（裏面の標識様式を参照）の余白又は文字を隠さない場所にこのシールを貼付するよう指示してください（届出書の場合は、受理された日を含めて7日間は着工できません。また、7日以内は変更命令を行う場合がありますので、届出日から7日目以降の着工日に貼付してください。）。受注者が代理人である場合には、発注者に届出（通知）完了と併せ報告をするとともに、標識に貼付してください。

また、自主施工者は、門・塀等の目立つ場所に貼付してください。
なお、工事終了後は速やかに標識から剥がしてください。

皆さんのご協力をお願いします。

（担 当）

行政庁名（	）
住 所	
電 話	
直 通	
F A X	

注）本施策は、建設リサイクル法に基づくものではなく都及び特定行政庁が行政指導として皆さんに協力をお願いするものです。

届出（通知）済シールの貼付箇所

標識の余白に貼付してください。ただし、余白がない場合又は入りきらない場合は、標識様式の文字を隠さない場所に貼付してください。

1.（建設業許可業者の場合）※建設業法施行規則第25条

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 許可（ ）第 号 知事		
許可年月日			
余 白			

※余白であれば上下左右どこでも可

シール貼付箇所

2.（解体工事業登録業者の場合）※建設リサイクル法解体工事業に係る登録に関する省令第8条

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	
余 白	

※余白であれば上下左右どこでも可

シール貼付箇所